

審査部会における意見概要

意見区分	意見	事業者の見解
大気質について	<p>「降下ばいじん、騒音、振動の環境保全対策として工事の集中を避ける」としているが、計画的に平坦な工事計画を立てて影響を回避するだけでなく、気象条件に配慮して影響の回避・柔軟な対策を打ち出すべきである。</p> <p>一度発生したばいじんが、風向きや気象条件等の影響で、特異的に住居がある地域に集中して飛んでいった時には、操業を停止して状況を観察するなどの配慮をすべきである。</p>	<p>降下ばいじんの主たる発生源である骨材プラント全体を見渡せる残土山(採掘が完了し修景中の場所)の頂上にカメラを設置し、降下ばいじんの状況を常時監視します。その際、骨材プラント稼働中に霧(もや)のようなものが発生し、視程が妨げられている状態あるいは妨げられることが予想される場合は、速やかに骨材プラントの稼働を中断し、これまでと同様に骨材プラント及びその周辺に散水処理を行うなどの措置を講じます。</p> <p>左記意見のとおり、風向きや気象条件等の影響で、特異的に住居がある地域に降下ばいじんが集中して飛んでいった場合、あるいは飛んでいく可能性が高いと考えられる場合は、操業を停止して状況を観察するなどの措置を講じます。</p>
悪臭について	<p>木くずが主な臭気発生源ということで、今後臭気が出る可能性があるのであれば、定性的でも事後調査をやるべきではないか。周辺への影響がないことを担保するために、巡回によって著しい臭いが出ていないことを確認するなど、発生源を定性的に把握し、状況を公開していただきたい。</p>	<p>悪臭の発生施設である産業廃棄物中間処理施設近傍周辺を定期的(毎日:昼間14時前後1回)に巡回し、嗅覚で臭いの程度や質を把握し記録します。その際、通常の臭いとは明らかに異なる場合や著しく強い臭いの発生が認められた場合は作業を一時中断し、その原因を明らかにした上で対策を講じ作業を再開します。また、臭いの成分が判別しやすい夏季(1回/年)を対象に、産業廃棄物中間処理施設近傍において、準備書に記載した手法と同一の方法で特定悪臭物質、臭気指数、風向・風速、温度・湿度の測定・分析を実施します。測定・分析結果は速やかに取りまとめ、奈良県等の関係機関に報告するとともに、疋田砕石グループのホームページ上で公開し報告します。</p>
騒音・振動について	<p>道路交通騒音について、既存の道路で既に環境基準を超えており、そこに運搬車両が加わっても影響は少ないとの評価になっている。また、環境保全上の対策計画ではできるだけその道路は使わずに影響の低いところを使うとしているが、アセスメントは負荷が一番大きいところを予測すべきである。</p> <p>関係市より運搬車の走行等の基準や事故を防ぐ要望があることから、騒音・振動・低周波音における事業実施後の調査を検討いただきたい。</p> <p>7.環境影響評価の結果の2.騒音・3.振動において、基準又は目標として「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準」を用いているが、場内に特定施設が設置されていることから、「特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準」とすべきである。</p>	<p>道路交通に起因する騒音については、砕石製品や修景盛土材等の運搬車両が通過すると考えられる主要4路線・4地点の沿道において予測・評価を実施しました。予測に当たっては、修景盛土材の搬入元が未定であるため、修景盛土材運搬車両台数の240台/日をそれぞれの道路に全台数を乗せ、安全側の予測(予測値が大きくなる。)となるように心がけました。</p> <p>運搬車両の走行に関する事後調査については、準備書に記載しました4地点(準備書P7-2-70の表7.2.5(11))を対象に道路交通騒音及び道路交通振動の実態調査を実施します。その際、併せて交通量の観測も行います。</p> <p>騒音・振動において、整合を図る基準又は目標は、「特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準」としているところは、「特定工場等において発生する騒音・振動の規制基準」を適用することを基本とし、予測結果等を再評価します。評価の結果、整合を図る基準又は目標を超過する場合は、環境保全措置の検討を行い事業者の実行可能な範囲での対策を講じます。</p>
水質について	<p>水質調査予測結果で、浮遊物質量の予測条件が3,300mg/Lとなっているが、非常に高い値である。安全性確保のためにも、これ以上の値が出ないよう注意していただきたい。</p>	<p>水質の分析は、第三者(分析会社)に依頼しましたが、非常に高い濃度であったことから再分析をお願いしました。その結果、当初の分析結果と同様の値となりました。採水は、沈砂池の出口から2~3mくらい離れた水路で行いましたが、浮遊しているゴミなどが無い状態の中で実施しました。結果として高い濃度が観測されましたが、この濃度を予測に用いました。</p> <p>なお、降雨時の調査において、高濃度となった原因の一つに流路に水が流れていないときに風や小雨によって砂塵等がたまり、まとまった雨の際にそれが流れ出たのではないかと考えられます。このため、準備書に記載しました表7.6.1(17)の環境保全措置(A)において、場内流路についてもパトロールを行い、砂塵等の堆積が認められた場合は撤去を行うなどの措置を講じます。また、流路への吹きだまりや沈砂池・調整池への負荷を減らすため、必要に応じて各所に散水して粉じん等の発生を抑制します。</p>
動植物について	<p>7-7-24に注目種の選定基準が、7-7-26に注目種の概要が記載されているが、書きぶりが一定していない。また、7-7-43で注目種のうち、予測対象種が記載されている。通過個体が除かれたことは分かるが、鳥類であればノスリとサシバに記載があるが、他は森林依存の鳥類とされている等、この間どのように整理されたかが分からない。理由等を明確に整理し記載されたい。</p> <p>現在稼働中の採石場の緑化は、シナダレスズメガヤ等の外来生物を使って法面緑化が図られているが、2005年に外来生物法が制定され、外来生物に対して非常に注意する社会的背景があることから、緑化に十分配慮していただきたい。</p>	<p>今後作成する評価書においては、動物注目種の確認状況についてその記載をより詳細に、また、各種の書きぶりを統一します。さらに、準備書P7-7-43の表7.7.1(15)及びP7-7-68の表7.7.2(1)に示す予測対象種の絞り込みについては、絞り込みの方法、根拠等についてわかりやすく記載します。</p> <p>新たな採掘跡地の緑化には、準備書P2-33の緑化計画に示した郷土種を使用します。また、これまでにシナダレスズメガヤ等の外来種で緑化を行っている1期工区等についても、事業後は郷土種を使用した緑化を行う計画です。さらに、単に郷土種にとどまらず地域性苗木を用いる、周辺からの外来種の侵入繁茂に早急に対応できるようにモニタリング調査を実施するなど、生態系に配慮した緑化を実施する計画です。詳細は、以下に示すとおりです。</p> <p>【植樹する樹木】 実施区域は、奈良県・大阪府・和歌山県にまたがる「金剛生駒紀泉国定公園」に位置するため、植樹する樹木等は、「自然公園における法面緑化指針(案)」(平成20年3月、環境省自然環境局)に基づき、当該地域(奈良県)及び当該地域周辺(大阪府、和歌山県等)から持ち込むことを基本とします。植樹する樹木等のうち、先駆種については国内産の苗木、それ以外は指針(案)による地域区分内産の苗木を用いる予定です。地域性苗木が必要量、必要な時期に入手困難な場合が予想されるため、学識経験者等の専門家の助言を受けながら以下の方法で補填することを考えています。 ①伐採前に苗木になりそうな低木を圃場に仮移植しておき、緑化の際に緑化地に移植する。 ②伐採予定地、残置林等からドングリ等を採取し栽培による苗木の育成を行う。 ③埋土種子を含む表土の撒き出しを行う。</p> <p>【修景盛土】 修景盛土等による外来種の発生については、場内発生土を利用したとしても防止は困難であるため、学識経験者等の専門家の助言を受けながら以下の対応を行うことを考えています。 ①緑化地については、事業年度の当初からモニタリング調査を実施することにしており、外来種が広く繁茂したり、クズなどのつる植物により緑化樹木の生長が阻害されるような状況を確認した場合は、侵入種の生態に応じた対策を行う。 ②緑化時には施肥の工夫、マルチング等により外来種繁茂を予防する。</p>

審査部会における意見概要

意見区分	意見	事業者の見解
動植物について	<p>植生図では人工林に囲まれているように見えるが、事業地はアカマツーモチツツジ群落で、二次的な森林である。ハイキングコースに近いこともあり、そういった里山的景観への配慮についても評価書に記載いただきたい。</p> <p>植物を移植するのは最善の策ではないが、地域の遺伝的多様性を残していくためには必要であるので、消失率が低い植物であっても、希少種や個体数が限られている植物については移植等が必要である。移植等の保全対策を考えるための根拠資料を分かりやすく整理していただきたい。また、移植データを残しながらモニタリングしていただきたい。</p>	<p>現地調査の結果、事業実施区域及び周辺の植生は、コナラ群落及びスギーヒノキ植林が広い面積を占めています(準備書P7-8-14)。事業実施区域及び周辺は、以前はアカマツーモチツツジ群落の分布域でしたが、マツ枯れ等により現在事業実施区域周辺にみられる二次林はコナラが優占しているようです。このような現状と「金剛生駒紀泉国定公園」内に位置することに配慮し、事業後の緑化にはコナラをはじめとした落葉広葉樹の地域性苗木を用いる計画です。また、事業実施区域内のスギ・ヒノキ植林についても、伐採・採掘後は落葉広葉樹で緑化するため、事業実施区域は最終的にコナラの優占する落葉広葉樹二次林となる予定です。準備書P7-10-53には、事業実施前(平成24年)から緑化完了時(平成44年)の事業実施区域における群落面積の変化を示しています。</p> <p>なお、準備書P4-64の現存植生図(図4.1.5(7))における府県境の表示が間違っているため、今後作成する評価書で修正します。</p> <p>植物の注目種については、消失率で保全方法を変えるのではなく、個体ベースで消失するかどうか、消失はしなくても微気象の変化により影響を受けるかどうかなど、影響の程度に応じた保全方法を選択します。したがって、変更区域に位置し消失が予測される注目種の個体についてはすべて移植し、遺伝的多様性の維持を図ります。また、移植後は準備書に記載のとおり、その活着が確認できると考えられる3年目まで毎年適期にモニタリングします。評価書においては、注目種の個体に及ぶ影響の程度に応じた保全方法を選択するという内容に修正します。</p>
景観について	<p>要約書74ページ等に見受けられる「主要な眺望点及び景観資源は、本事業の実施により直接改変されることはなく、事業による影響はないものと予測される」というコメントがあるが、眺望点や景観資源そのものを改変しなくても、周辺を改変することで景観資源の価値が下がる。「影響はない」と断言するのではなく、「影響は少ない」に書き改めるべき。</p>	<p>要約書P74及び準備書P7-10-29の該当箇所については、直接改変という行為が及ばないということで「影響がない。」という記述になっていますが、今後作成する評価書においては「周辺を改変することで対象となる景観資源の価値が下がるが、直接改変を受けることはないため、影響は少ない。」という表現に改めます。</p>
廃棄物について	<p>事業の目的は「土砂の採取を継続すること」としか書いていないが、A処理場で行っている、「建設汚泥を処理したものの受け入れ」という事業もある。大量の建設汚泥が搬入され、それを修景盛土材の主な原料とする以上、その量と質を予測する必要がある。建設汚泥を利用する量を予測し、どのように品質を確約していくのかを明確にした上で、事業予測・評価を行うべきである。</p> <p>表廃土石を場内で使用するのには良いことだが、使用量を明確にすべきである。また、建設汚泥を利用した修景盛土材の品質は、第2種改良土以上とされているが、第2種改良土の基準に土壤環境基準が含まれていないのであれば、土壤環境基準も追加し、環境基準と強度基準を確保するため試験を実施し、記録を保存して、県の要望があった際にはいつでも提出できるようにしていただきたい。</p>	<p>修景盛土材は、建設汚泥(主に固形状のもの)及び骨材プラントの砕砂洗浄水処理施設に溜まる脱水ケーキ並びに仮置き場が確保できないために場外へ搬出予定だった表廃土石を採石場跡地の修復に用います。修景盛土材の残土受入量は全体で約175万m³を予定していますが、(株)正田建設が所有するA処理場で処理される量のうちの70万m³の建設汚泥に、54万m³の脱水ケーキを加えた合計124万m³を跡地の基盤材として用います。また、場外へ搬出予定だった51万m³の表廃土石は場内(既認可区域の表廃土石堆積場及び資材置き場)に仮置き、基盤材の上に覆う土に流用します。なお、建設汚泥は、「建設汚泥処理土利用技術基準」(平成18年6月18日、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号)に基づき、第2種改良土以上の品質を確保した上で修景盛土に用います。</p> <p>(参考) 事業実施区域全体から発生する236万m³の表廃土石のうち、51万m³は仮置き場が確保できないため、製品として加工し販売することを計画していました。しかし、再考の結果、仮置き場所の確保が可能であることが判明したため、場外へ搬出予定だった51万m³の表廃土石は場内に仮置きし、基盤材の上に覆う土に流用することにします。この見直しの結果、修景盛土材(建設汚泥)運搬車両は約50台/日(往復で100台/日)となり、準備書での120台/日(往復で240台/日)と比べ、70台/日(往復では140台/日)少なくなります。なお、準備書での予測・評価結果は、この内容を踏まえ見直し評価書の作成に反映させます。</p> <p>事業実施区域全体から発生する236万m³の表廃土石は、全量を修景盛土材として用います。また、場外から搬入する建設汚泥は、「建設汚泥処理土利用技術基準」(平成18年6月18日、国官技第50号・国官総第137号・国営計第41号)に基づき、第2種改良土以上の品質を確保した上で修景盛土に用いますが、環境基本法に基づく土壤環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準を確保するための試験を実施し、適合しないものは使用しません。なお、試験結果は記録保存し、奈良県からの要請があった場合は速やかに提出します。</p>